

令和3年 No26

○東京学芸大学学則等の一部を改正する学則の制定

改正理由

本学における国費外国人留学生の位置付けを明確にするため、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年4月14日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学則等の一部を改正する学則を次のように制定する。

令和3年4月15日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和3年学則第1号

東京学芸大学学則等の一部を改正する学則

次に掲げる学則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）
- (2) 東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号）

東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：本学における国費外国人留学生の位置付けを明確にするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 〔省略〕</p> <p>第6章 科目等履修生，研究生，<u>特別聴講学生，国費外国人留学生</u>，学寮，公開講座等</p> <p>第1節 科目等履修生，<u>研究生，特別聴講学生及び国費外国人留学生</u>（第45条―第47条の2）</p> <p>第2節 学寮，国際学生宿舍及び国際交流会館（第48条・第49条）</p> <p>第3節 公開講座（第50条）</p> <p>附則</p> <p>〔省略〕</p> <p>第6章 科目等履修生，研究生，<u>特別聴講学生，国費外国人留学生</u>，学寮，公開講座等</p> <p>第1節 科目等履修生，<u>研究生，特別聴講学生及び国費外国人留学生</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>（特別聴講学生）</p> <p>第47条 本学において授業科目を履修しようとする他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生があるときは，当該大学又は短期大学との協議に基づき，特別聴講学生として入学を許可することができる。</p> <p>2 特別聴講学生に関する規程は，別に定める。</p> <p>（<u>国費外国人留学生</u>）</p> <p><u>第47条の2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に規定する国費外国人留学生として，本学に入学を希望する者があるときは，選考の上，入学を許可することができる。</u></p> <p><u>2 国費外国人留学生に関する規程は，別に定める。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この学則は，令和3年4月15日から施行し，令和3年4月1日から適用する。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 〔省略〕</p> <p>第6章 科目等履修生，研究生，<u>特別聴講学生</u>，学寮，公開講座等</p> <p>第1節 科目等履修生，<u>研究生及び特別聴講学生</u>（第45条―<u>第47条</u>）</p> <p>第2節 学寮，国際学生宿舍及び国際交流会館（第48条・第49条）</p> <p>第3節 公開講座（第50条）</p> <p>附則</p> <p>〔省略〕</p> <p>第6章 科目等履修生，研究生，<u>特別聴講学生</u>，学寮，公開講座等</p> <p>第1節 科目等履修生，<u>研究生及び特別聴講学生</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>（特別聴講学生）</p> <p>第47条 本学において授業科目を履修しようとする他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生があるときは，当該大学又は短期大学との協議に基づき，特別聴講学生として入学を許可することができる。</p> <p>2 特別聴講学生に関する規程は，別に定める。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学大学院学則の一部改正について

改正理由：本学における国費外国人留学生の位置付けを明確にするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第8章 科目等履修生，特別聴講学生，<u>特別研究学生，研究生及び国費外国人留学生</u></p> <p>[省略]</p> <p>(研究生)</p> <p>第42条 大学院において，特別の事項を研究しようとする者があるときは，大学院研究生として入学を許可することができる。</p> <p>2 研究生に関し必要な事項は，各研究科において別に定める。</p> <p><u>(国費外国人留学生)</u></p> <p><u>第42条の2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に規定する国費外国人留学生として，本学の大学院に入学を希望する者があるときは，選考の上，入学を許可することができる。</u></p> <p><u>2 国費外国人留学生に関する規程は，別に定める。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この学則は，令和3年4月15日から施行し，令和3年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>第8章 科目等履修生，特別聴講学生，<u>特別研究学生及び研究生</u></p> <p>[省略]</p> <p>(研究生)</p> <p>第42条 大学院において，特別の事項を研究しようとする者があるときは，大学院研究生として入学を許可することができる。</p> <p>2 研究生に関し必要な事項は，各研究科において別に定める。</p> <p>[省略]</p>